

平成29年度市民まちづくり活動促進テーブル

第1回事業検討部会

会 議 録

日 時：平成29年10月5日（木）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 6階 1号会議室

1. 開 会

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、市民まちづくり活動促進テーブルの事業検討部会を開催させていただきます。なお、本日は、大門委員につきましてはご欠席というご連絡をいただいております。

2. 開会挨拶

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

それでは、会議を始めるに当たりまして、市民自治推進室長の吉田よりご挨拶をさせていただきます。

○吉田市民自治推進室長

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。皆様には、5月下旬に一度、本部委員会でお集まりをいただきました。その際に、さぼ一とほっと基金の制度のあり方やまちづくり活動の人材育成事業などにつきましてご議論をいただきました。本日は、平成26年度策定の第2期市民まちづくり活動促進基本計画の平成28年度の取り組み結果と今後の取り組みについてご説明させていただきます。

また、さぼ一とほっと基金の要領・要綱の改正につきまして、5月の本部委員会での協議を踏まえまして決定をさせていただいた内容を本日も報告させていただきたいと思っております。

来年度ですけれども、第2期基本計画の計画期間が終了するということがありますので、次年度からの第3期の計画の策定をさせていただく予定でございますので、この点も含めまして委員の皆様方のご意見を引き続きいただければと考えているところでございます。

皆様方には、少なからずご負担をおかけしますが、ぜひお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

なお、本日は、地域支援担当係長の高橋も参加させていただきますので、よろしくお願いたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

高橋です。よろしくお願いたします。

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

それでは、これより会議に入らせていただきますので、これからの進行は事業検討部会にお渡しをいたします。

澤出部会長、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

○澤出部会長

それでは、早速、本日の資料と議事の進行について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

それでは、引き続き、私から本日の資料についてご説明を申し上げます。

お手元に資料4点とチラシが1枚ございます。今、1点ずつ確認してまいります。まず、一つ目の資料が第2期市民まちづくり活動促進基本計画で、2枚物の両面コピーされているものが資料1になります。それから、二つ目の資料がA3判の横の大きな資料でして、第2期市民まちづくり活動基本計画、計画事業の平成28年度取組結果という資料になります。三つ目の資料は、札幌市市民まちづくり活動促進基金にかかる要領・要綱の改正についてで、右上に資料3と書いてある資料になります。こちらは3枚の資料になっております。四つ目は、A4判横長の地域連携促進事業についてという資料になります。資料としては以上4点で、あとは1枚カラー版のチラシのまちでちよいちゃレキックオフ・ミーティングというチラシをお配りしております。

お手元がない資料はございませんでしょうか。続きまして、本日の議題についてご説明させていただきます。お手元の次第をご覧くださいと思います。

本日は、2点の議題をご用意させていただいております。

1点目が第2期市民まちづくり活動促進基本計画の平成28年度取組結果と今後の取組について、2点目が札幌市市民まちづくり活動促進基金にかかる要領・要綱の改正について、以上2点についてご報告の上、ご意見などがあれば頂戴したいと思っております。

以上でございます。

○澤出部会長

それでは、早速、最初の議題である第2期市民まちづくり活動促進基本計画の平成28年度取組結果と今後の取組について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

それでは、説明を申し上げます。

資料1をご覧ください。こちらの計画は、皆様もご承知のことと思っておりますけれども、まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しているもので、平成26年度から30年度までが対象期間となっております。

この計画では、基本目標というものを四つ定めておりまして、参加、向上、交流、

連携でございます。また、それぞれの目標ごとに基本施策を三つずつ用意しております。まず、基本目標1の参加からご説明させていただきます。こちらは、より多くの市民のまちづくり活動への理解と参加の促進がテーマになっております。基本施策が三つございます。二重丸がついているものが重点施策となっております、参加の場合は三つの基本施策全てが重点施策となっております。基本施策の下に書かれている項目が平成28年度に実施した主な取り組みとなっております。

まず、基本施策の1点目ですけれども、まちづくりへの理解促進と参加の機運醸成でございます。平成28年度に実施した主な取り組みとしましては、町内会関係者の意識の向上や町内会同士の横のつながりをテーマにしたシンポジウムを開催しましたほか、市民活動団体の活動内容などを一般市民にPRするマチなか×NPOを地下歩行空間にて昨年度は3日間実施しております。

2点目の基本施策が市民の生活スタイルや状況に応じた多様な参加機会の提供でございます。こちらの取り組みとしましては、メールマガジンで市政やまちづくり活動への参加機会の情報を月に一、二回程度配信いたしまして、年間ですと26回の配信を行いました。また、市民自らが講師となるご近所先生企画講座というものを実施いたしまして、平成28年度は全部で156講座を実施したところでございます。

基本施策の3点目は、団塊の世代・若者・子どものまちづくりへの参加促進です。地域に大学生を派遣する学生マッチングバンク事業をモデル的に実施しまして、こちらは平成28年度に全38件、学生を地域に派遣いたしました。それから、市民活動サポートセンターにおいて、子どもボランティア体験プログラムというものを小学校4年生から中学生を対象にして実施いたしました。

こういった取り組みを昨年度実施したのですけれども、それぞれの取り組みにつきましましては、きょうの資料の中の資料2、A3判横の大きな資料に、ここに書かれていない取り組みも含めまして、関連するいろいろな取り組みが書かれております。こちらは量が多いので説明は省略いたしますけれども、ご興味のある部分がありましたら、後ほどご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

資料1に戻っていただきまして、続いて、成果指標の達成状況になります。こちらは、目標ごとに成果指標を設定してございまして、平成30年度の目標に対する発生状況というものを随時確認しております。平成28年度の実績数値につきまして、前回5月の会議のときには未確定の部分もあったのですが、今回は全て確定した数値を記載しております。

続きまして、その下の平成28年度取組結果につきましましては、こちらの前回の会議のときにご報告した内容と大きな変更がございませんので、説明は省略させていただきます。

その下の平成29年度取組計画につきまして、現在、取り組んでいる状況をご報

告させていただきます。平成29年度、今年度は、まず、大きく四つございますけれども、一つ目として、不動産関連団体などと連携しまして、町内会や自治会に加入するきっかけとなるようにチラシを配付したり、加入PRを行うといったような取り組みを実施しておりますほか、二つ目として、各種広告媒体など、例えば、テレビやインターネットを通じまして町内会活動をPRしたり、ここに書かれていませんけれども、今年は地域で行うまちづくりに職員が出ていきまして、町内会活動のPR用のブースを出しまして、そこでパンフレットを配ったり、ブース内でクイズをしたり、直接、来場者の方に向けて町内会活動のPRを行うといったような取り組みも行っております。

それから、三つ目のさぼーとほっと基金につきましては、今後も安定的、継続的に運用できるように、この後ご説明させていただきます要綱改正という点も含めまして、制度の見直しなど、いろいろな検討を随時行っている状況でございます。

4点目がまちづくり活動団体情報提供システム（まちさぼ）というものを構築しまして、こちらは今年1月から稼働しております。今、こちらのコンテンツをさらに充実させるための取り組みというものを進めておりまして、例えば、スポーツや子育て、若者、学生といったテーマを設定しまして、まちづくり活動への参加意欲を高められるような魅力的で新しいコンテンツを、順次、公開していく予定で準備を進めております。

続きまして、今後に向けてということで、今後の取り組みの方向性を3点記載させていただきます。

1点目がまちづくり活動の具体的なイメージを共有して市民の一人一人に参加してもらえよう、そういった行動を促していく取り組みを進めていくこと、それから、2点目がシステムを活用してまちづくり活動の情報発信を強化していく、3点目がさぼーとほっと基金の認知度を高める取り組みを行うとともに、手軽に寄附していただけるような仕組みも今後検討していきたいと考えております。

基本目標1の参加については以上になります。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、基本目標2の向上についてご説明させていただきます。

こちらは、団体の運営基盤の強化と社会課題の解決能力の向上ということがテーマになっております。基本施策が3点ございまして、1点目がまちづくり活動を行う団体に対する拠点施設での支援、2点目が資金調達制度を活用した団体の運営基盤強化に向けた支援、3点目が社会的課題の解決能力向上のための人材の育成となっております、真ん中の2番目のものが重点施策となっておりますので、こちらの重点施策について、昨年度の取り組みを2点ご報告させていただきます。

1点目がNPO法人の条例個別指定制度や認定NPO法人制度といった制度の活用促進のためのセミナーを開催しまして、会計セミナーを2回、認定法人交流セミ

ナーを1回開催いたしました。

それから、市民活動サポートセンターにおいては、NPOマネジメント講座というNPOの組織運営の実務能力を高めることを目的にした講座を実施しまして、昨年度は延べ141人が参加しております。

次に、成果指標の達成状況ですけれども、平成28年度の実績数値の中で、前報告のときには市民活動サポートセンターの登録団体数と認証NPO法人数が12月末時点での数値だったのですけれども、今回は最終的な3月末時点の実績数値を記載させていただいております。

続きまして、平成29年度、今年度の取り組み計画ですけれども、2点記載しております。まず、1点目が地域まちづくり人材育成事業ですけれども、こちらは実践活動を体験するような研修を行ったり、団体のほうにアドバイスを行えるような人材を育成するためのセミナーやワークショップを実施するというものです。この事業に関連するチラシはお配りした資料の中にありますので、ご覧いただければと思います。こちらのカラーの両面のチラシになります。まちでちょいチャレキックオフ・ミーティングを10月15日日曜日にホテルポールスターで開催予定です。林月子さんという方、たまプラー座まちなかパフォーマンスプロジェクトというところの代表をされている方ですけれども、その方を講師に招きましてご講演いただきますほか、右側に、「その活動、ちょっと聞かせてタイム」と書いてありますが、そちらに6団体の名前が載っております。こちらの団体にご参加いただきまして、それぞれの取り組み内容についてご紹介してもらおうといったような内容になっております。

裏面にタイムテーブルが載ってまして、その下に「まちでちょいチャレ今後のスケジュール」と書かれていると思います。このセミナーを皮切りにして、この後、企画ワークショップを3回、実践講座をやって、実際に活動を体験していただくようなちょいチャレ実践というものを12月から3月にかけて開催しまして、報告会を3月17日に実施するようなスケジュールで、3月までかけてこの事業を実施していきます。

また、あわせて、このチラシには書いていないのですが、コーディネーターなどを育成するようなプログラムも並行して実施していく予定となっております。このキックオフ・ミーティングにつきましては、今、参加者を募集しているところですので、知り合いとかでご興味がありそうな方がいらっしゃいましたら、ぜひお声かけいただければ大変ありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上が地域まちづくり人材育成事業になります。

また、資料1に戻っていただきまして、今年度の取り組みの2点目になります。団体の資金調達力の向上ですけれども、こちらは団体自らがさぼーとほっと基金の団体指定寄附を通じて資金調達を行えるような取り組みの検討ということで、例え

ば、昨年度は団体が団体指定寄附を集めるために使えるようなチラシ、リーフレットを作成いたしましたので、そういったものを活用してもらえるように促していくという取り組みを進めていきたいと考えております。

最後に、今後に向けてですけれども、こちらも2点記載しております。

まず、1点目がいかに活動資金を調達するか、いかに運営基盤を強化していくかといったことに関する情報提供やセミナーを今後も実施していきたいことと、それから、社会的な課題解決能力向上のための人材育成及び活用といった方向性で取り組みを進めていきたいと考えております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして、基本目標3の交流になります。こちらは、身近な地域における場所と交流機会の創出がテーマになっております。基本施策は3点ございます。1点目が地域交流活動の促進、2点目が地域交流の場の整備、3点目がまちづくりセンターでの地域活動支援機能の充実でして、重点施策になっているのは真ん中の地域交流の場の整備でございます。

こちらは、例えば、二条小学校に大通・西まちづくりセンター、地区会館を併設する工事を行いまして、学校と地域が連携してさまざまな世代が交流できるような場を整備したという事業を実施しました。

それから、2点目として、空き家などを地域活動の場として利用できるように整備、改修支援をいたしました。これにつきましては、成果指標のすぐ下の平成28年度取組結果にも記載がございます。地域活動の場整備支援事業ということで、28年度はこちらに書かれている3件の事業を採択しております。例えば、厚別区のこども食堂「もくきち」運営委員会につきましては、空き家になっているところを改修しまして、こども食堂や親子の料理教室を開催できるようなコミュニティーハウスを開設したという事業になっております。真ん中に戻りますけれども、成果指標の達成状況の平成28年度の実績数値については、前回ご報告時から変更ございません。

平成29年度、今年度の取り組み状況ですけれども、主なものを2点記載しております。1点目が地域活動の場整備事業ということで、この内容は今ご説明したとおりでして、今年度も引き続き実施しております。もう一点が地域マネジメント推進事業というもので、こちらは地域での勉強会や地域ビジョンをつくりたいという地域があったときには、地域ビジョンをつくるためのワークショップを行ったりといった支援を行っている事業になります。

今後に向けて、1点目が身近な地域での交流をさらに促進していくため、参加機会や参加手法についての情報提供を行うこと、2点目は地域が主体となった課題解決の取り組みに対する支援を充実させていきたいと考えております。

それでは、また、ページをおめくりいただきまして、最後の基本目標4の連携になります。こちらは、多様な活動主体間の連携を促進していこうというものになり

ます。基本施策が三つございます。1点目が連携促進に向けた環境の充実と地域のネットワーク化、2点目が企業の社会貢献活動の促進、3点目が重点施策になっておりますけれども、異種連携の促進とコーディネート人材の育成です。

こちらにつきましては、書かれているとおり2点で、1点目はNPOと町内会などが連携して地域の課題解決に取り組む事業に補助を行ったものです。2点目は商店街などが地域の団体と課題解決に取り組む事業に対して補助を行うものになります。

1点目のNPOと町内会の連携につきましては、下の平成28年度取組結果に書かれております黒丸の二つ目の地域課題解決のためのネットワーク構築事業に当たりますけれども、ここに書かれているとおり28年度は5件を採択しております。

また、地域連携促進事業ということで、NPOを町内会に派遣する事業ですが、19町内会にNPOを派遣しました。これにつきましては、前回の会議のときに委員の皆様から実施して実際にどんな結果が出たか、どういった感想があったかを知りたいというご意見がございましたので、本日はそちらをまとめた資料4をご用意させていただきましたので、そちらをご覧ください。

横長の地域連携促進事業についてという資料になります。この事業は、NPOを町内会など紹介しまして、町内会から希望があったNPOを地域に派遣してNPOの活動を実施するというものです。NPOと町内会の間には委託事業者が入りまして、活動を実施するまでの調整役をやっております。NPOの活動に対しては、5万円以内で補助も実施しています。こちらは平成27年度から実施しております、27年度に参加したNPOは9団体、延べ派遣数が9件です。28年度、昨年度は8団体のNPOが参加しまして、延べ派遣数は19件となっております。アンケートを町内会、NPOそれぞれにとっておりますので、主なところをご紹介しますので、よろしくお願いいたします。

まず、町内会側の感想としましては、ちょうど地域で実施したい内容だったとか、NPOを知るきっかけとなった、NPOとのつながりができたといったようなプラスのご意見がありました。一方で、下から二つ目のNPOとのイベントは初めてだったので、町内会の中で理解してもらうのが結構大変だったという意見や、役員中心で実施したので、それを全体に広げていくにはどうすればいいかが悩むといったご苦労や悩みを感じたところもあったようです。

一方のNPO側の感想ですが、上に書いてありますとおり、町内会のニーズを知るきっかけとなった、ニーズに対して自分たちの活動を見直す機会になったというこちらも肯定的な意見もありましたし、真ん中ぐらいに書かれているように、地域のニーズをNPOから拾いにいかないでだめだと思ったとか、継続していくためには提案の発信力が必要だと感じた、一番最後に書いてあります町内会もNPOもお互いに行動力のある人がいないと継続していくのは難しいといったいろいろな課題

を感じるような感想もあったようです。

こちらの事業については、このような状況でしたので、ご報告をさせていただきました。また、資料1に戻っていただきまして、成果指標の達成状況も、前のご報告した数字から変更はございません。下の平成29年度、今年度の取り組みですけれども、主なものを2点記載しております。まず、1点目が企業の地域・社会貢献活動の推進というものですけれども、こちらは企業に参加協力を呼びかけたいまちづくり活動の情報を集約しまして、ホームページやメールマガジンで企業に向けて情報提供を行うといったことや、企業認証制度と書いてありますが、こちらは札幌市が指定したまちづくり活動を毎年度10件以上実施することなど幾つか要件を設けました登録制度です。企業が実施した活動を市のホームページなどで紹介させていただくものになっております。こういった取り組みの実施を予定しております。

それから、2点目が地域課題解決のためのネットワーク構築事業で、これは先ほどご説明させていただいたような内容の事業を今年度も引き続き実施しているところです。

最後に、今後に向けてということで、複雑・多様化する地域課題の解決に向けて団体の連携に関するアンケートというものを昨年度実施いたしましたので、その結果を踏まえつつ、団体同士の連携促進や人材育成の手法といったものを検討していきたいと考えております。

長い説明になってしまっても大変恐縮ですが、私からの説明は以上になります。

○澤出部会長

それでは、ただいま説明があった内容について、ご質問やご意見などがありましたらお聞かせください。

○小内副部会長

町内会とNPOアンケートの結果を出していただいてよかったと思います。町内会がNPOを呼ぶときに、どういう分野、どういう内容でやってもらうことが多いのですか。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

分野というより、たまたまそういった活動をやりたいNPOに手を挙げてもらって、その事業を皆さんにお配りするということで、件数的に多かったのは体験型の沖縄三線ミニコンサートや介護予防体操という活動をしている団体です。あとは、緑化の関係で、お庭や、町内会ですと街路樹の下にお花を植えたりしていますので、そういったお手入れの仕方を知りたいという団体、平成28年度は児童会館にも派遣されたところがあるものですから、ヒーリングアート活動というのでしょうか、チョーク画や墨絵の活動を通して地域と一緒に活動を行うというところが多かったです。どちらかという、いろいろな人が集まるきっかけになるような活動でした。高齢者の方の健康維持やお子さんとの交流ということが多かったようです。

○小内副部長

わかりました。NPOのメニューを作って、それを町内会が選んだんですね。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

NPOが自分たちはこんなことをできますという冊子をつくって、これを全ての単位町内会にお送りしました。その上で、町内会から、こういった活動に興味があるので、一緒にやりたいというお返事をいただいて、日程のマッチングをして実施しました。殺到したら調整がつかなくなったりしますし、どういう形で行くのがいいのか、手探りしながら行っております。これは平成27年度から始めた事業です。

○小内副部長

これは5万円以内の補助がつくということですが、何件という件数はありますか。もし100の町内会が手を挙げても予算的にはできるのでしょうか、予算の範囲はあるのですか。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

予算の範囲内で実施となります。ちなみに、これは実施町内会にもお礼ということで5,000円ずつお支払いをしているものですから、町内会のアンケートの中では、やはり町内会側としては費用が全くかからないので、参加できたけれども、これが自分たちで実費を出すとすると二の足を踏むという感想もありました。

○澤出部会長　メニュー表を見える化しているということですね。わかりやすいです。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

こういった活動をやりますということで出しております。

○澤出部会長

そのほかにありませんか。

○齋藤委員

資料1の基本目標4の連携にあるNPO派遣の実施数19町内会とあるのですが、各区に分かれているのですか、全体的にということですか。大体どの地域とか、メニュー表を見ていないのですが、例えば、東雁来とかこれから町内会ができるような何をしたらいいかわからないような新しい町内会に行っていたのか、ある程度活動も熟成しているような町内会で、大きくてちゃんと活動もされているような町内会にも行っていたのかをお聞きしたいと思いました。

アンケートを見ましたが、私が山の手の連合町内会で5年活動してやっと認識してもらえた状況があって、ほかの地域はわかりませんが、やはり、今、町内会活動を精力的にされている方は二十年、三十年というのが当たり前なのです。ですから、単発で手伝いに来られても、その次はどうなのかとか、来年はどうするのかというのが物すごくあると思うのです。山の手の場合だと、地域の交流会とか盆踊りに出店を出したいという地元の串屋さんがあったのですけれども、その方も、多分、参加するのに一、二年ぐらい時間をかけたはずですよ。

これがまちづくりの難しいところの一つではあると思うのですが、NPOの方の中にどなたか1人でもここに住んでいる人がいれば違うのではないかと思います。2年ぐらい前の琴似のワークショップに参加したときにも、そのワークショップを主催している方たち全員の地域が違う、西区民ですらない感じだったので、何となく参加している西区の方も身が入らないのです。親身になってもらっていないわけではないのですが、よそからごちゃごちゃ言われる感みしたいがあるのかなとこれを見て少し思いました。

例えば、町内会の中で、盆踊りのときにやぐらを立てるとなると、すごく男手も必要ですし、若い方がいらっしゃればすぐに立つものをおじいさんたちで一生懸命苦労されています。何日の何時からやぐらを立てるから何人か来てほしいという情報だと、地元の方や学生の方、単発で支援に入るのでも入りやすいと思ったのです。

マッチングも、方法を変えると本当に役に立ったりするのかなと思って、こういう三線のコンサートや介護予防体操というのももちろん新しいメニューとしてあってもいいと思うのですが、町内会活動をされている方は、結局、それがどうなっていくのか、来年はどうなのか、その次はどうなのかというところが気になると思うので、それが少し気になったことでした。

もう一つ、同じ連携のところで、企業に向けたまちづくり活動の情報提供や企業認証制度を実施予定というのは、これはもう実施されていて、ホームページで見られるのですか。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

まだです。これからやる予定になっております。情報提供につきましては、できれば年度内には始めたいと思っております。今のところ認証制度につきましては来年度になると考えております。とりあえず、庁内全局にお願いしたいようなことがあったら一旦お知らせをくださいということで投げかけをしておりますので、ある程度件数が集まって軌道に乗ってきましたら、皆さんにわかるようにホームページにも載せて、企業にもPRして、お申し出いただきましたら、そちらの企業に対してメールを発信していこうと思っております。今現在はまだで、これからやろうとしているところです。

○齋藤委員

これについても、私が少し関わっている八軒の会社も積極的に八軒地区になじもうとしていて活動していたり、山の手地区でも若い人たちが町内会のメンバーの中にいない分、稚内信金が頼みの綱みたいなのところがあるのです。そういうことになじまない町内会からすると営業行為ではないかととられるところはあるかもしれないのですが、ゆくゆくはそれに繋がると思いますが、これは大いに利用してPRしてみんなが利用していただければ、会社は余り移転しないので、すごくいいなと思います。もし実施されたらいろいろな方に言いふらしたいと思いますので、よ

ろしくお願いします。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

ありがとうございます。

○齋藤委員

もう一つございます。基本目標3の交流の地域交流の場の整備の二条小学校のところに、大通・西町まちセンと地区会館を併設とあるのですが、私はこれを存じ上げていないので、どんな状態か、見てきたいと思うのですが、これによってどんな効果があったのか、こちらに書いてあるのですか。

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

こちらの報告には、こういった工事を行いましたということのみで、効果まではこちらには書いていないのです。申しわけありません。

○齋藤委員

私の子どもが小学校4年生と3年生ですが、児童会館にも行けない、雨が降ったら行き場所がないお友達もいて、いつも家が空いているわけではないので、地域から浮いてしまう子どもの受け皿的な場所になるのであれば、すごいことだなと思います。もし学校が利用できるのであればと思うのですが、一つ学校がかかわるとなると、教育委員会のこともいろいろとあると思うのです。

先生たちがどういうふうにかかわってくるか、施設を利用するだけなのか、今、先生方は、PTA活動や親の会の活動の中でも年休をとって参加してくださいという場合もあります。先生たちが親や地域とかかわることが難しくなっているので、もう少し詳しく知りたいと思いました。これは、多分、効果というものは出せないと思うのですけれども、こういうことをやっていますというものが出てくるのでしょうか。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

今、公共施設が更新時期になってきているので、複合化をさせましょうという考え方が基本にあります。今回の場所に児童会館が入っているかどうかまではわからないのですけれども、学校の建てかえを行うときに、一つの公共施設の中に幾つか機能を持たせましょうということで計画を進めるということまでは聞いておりました。ですから、地域にとって学校は核になる施設なので、そこに地域の子ども以外の人たちが集まるだろうまちづくりセンターや地区会館を併設することによって、さまざまな世代の人たちが一つの拠点施設に集まる考え方で始まっていると思うのですが、今、実際にここがどういうふうになっているかまではわかりません。

この後、次々にどこどこがということもわからないのですが、複合化を進めましょう、地域の拠点施設にしましょうという考え方があるようです。

○齋藤委員

近くに行ったらのぞいてみようと思います。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

それから、先ほど一番最初のご質問で、どんな町内会に行ったのか、具体的に町内会名までは手元にはないのですが、やはり新しい地域ではなくて、ある程度活動しているところですか。ただ、北区のあいの里地区にも行きまして、あいの里は私の年齢だとそんなに古い地域ではないかなと思うのです。マンションの単位町内会もあるので、そういったところで集まったという話も聞いています。一軒家ばかりではなくて、集合住宅が一つの町内のところにも何か所か行っているようです。

○澤出部会長

他にありませんか。

○相馬委員

前回出ていないので、もしも私の質問が前回と前回と重複していたら申しわけありません。基本目標の向上の組織化のところは3カ年計画で、例えば、平成25年度、26年度、27年度は何団体という目標が3年ごとにあったのでしょうか。30年度の目標のほうは2,500団体で、実際に29年度の状況としては2,684団体で、これは当初の3カ年計画の目標の数字をそのまま入れた形ですか。

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

最初に目標として定めているのは平成30年度の数字です。

○相馬委員

それは年度ごとですか。これは今年度立てた目標ですか。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

いえ、当初の計画で立てた目標を上方修正はしないのです。

○相馬委員

やはり、しないのですね。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

しないので、もう既にクリアしてしまっているものは、これで当初目標は達成していますという意味合いになってしまいます。

○相馬委員

状況としては、これは当初目標の2,500団体を平成29年度は2,684団体ということで、市としての登録団体数としては数字的にはいいということですね。団体は登録しているけれども、実際に活動しているのはこのうちのどれぐらいでしょうか、そういうものはデータとしてありませんか。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

正直わかりません。

○相馬委員

あくまでも登録はするけれども、年度の活動報告の提出はないということですか。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

NPO法人であれば、必ず活動報告書は出さないということになっているので、出てこないところは何もやっていないのかなという想像はつくのですが、そうではなくて、市民活動サポートセンターのように、使いたくて一回登録してそのまま活動をやめてしまっているところもあるのです。平成29年度で2,684団体という状況がありますけれども、一度精査したいとは思っております。精査すると、かなり落ちてしまうのかなというおそれは十二分にあって、2,500団体を下回ってしまうかもしれないと思います。ただ、活動しているところを把握していきたいので、作業量はかなり多くなると思うのですが、右肩上がりですえ続けているというよりは、ある程度確認したいとは思っています。

○相馬委員

一度でも利用したら登録団体ですか。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

そうです。

○相馬委員

当然、下がるということはありませんね。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

2年ごとに更新となっているので、そのときに、もう辞めましたというところは落ちるのですけれども、そうでないところは残すので、どうしても右肩上がりです。これは本当にかっちり数えると減る可能性は多分にあります。

○相馬委員

でも、やはりこれは一回確認したほうがいいかもしれませんね。

○澤出部会長

ほかに何かありませんか。なければ、私からお聞きしたいです。先ほど、齋藤委員からお話があったようなことに関係しているのですが、交流の場ということで、重点目標3の2の二条小学校の件です。二条小学校は、小学校がある中での環境の変化をさせまして、地区センターなど三つか四つの目的別の集合になっていますので物理的に違うのですが、我が87カ所の中の一つの青葉地区が、今回、小学校が統廃合でなくなってしまうのです。8,800人のまちに小学校がなくなってしまうのですが、地域の人たちは割とポジティブに、では、その小学校をどうするかを検討しておりまして、今、まちの最大の課題になっています。

今朝私は手打ちそばのサロンを行いまして、連合町内会長も一緒にそば打ちをしていて、きょうのこの会議で、経過は今どうなっているか、ここを見に行くときの窓口はどこか、役所に聞いてきてほしいと言われたのです。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

統廃合した後の使い方ですか。

○澤出部会長

二条小学校が統廃合した後の使い方の参考になるかもしれないということです。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

複合化した二条小学校の見学する場合の窓口は、今すぐお答えできないので、調べた上で澤出部会長にご連絡させていただくことでよろしいですか。

○澤出部会長

お願いいたします。

○事務局（佐藤市民活動促進担当課長）

齋藤委員にもお知らせしたほうがいいでしょうか。

○齋藤委員

ありがとうございます。

まこまるは、地区センターは複合されていないのですか。

○事務局（吉田市民自治推進室長）

地区センターは、まこまるの中には入っていません。

○齋藤委員

不登校の相談窓口とちあふるですか。

○事務局（吉田市民自治推進室長）

それ以外では、市立大学のサテライトが入っています。

○澤出部会長

ふだんは気にならなかったのですがけれども、急に我が身になると気になり出しました。真駒内のほうにもそういうのがありますよね。

○齋藤委員

体育館が午前中はあいているというので、私の団体で使わせてもらいたいなと思っ
ていろいろとアタックしたのです。管理は子ども未来局の中にありますけれども、
委託をしているNPOに問い合わせせてみてほしいと言われてたり、委託のNPOの方
は、委託されている部分だけを管理しているので体育館のことはという感じで、利
用したくてもうまく利用できなかったことがありました。あそこの体育館がまるっ
と空いているので、すごくもったいないなと思っています。

○澤出部会長

窓口探しは難しいですね。

○齋藤委員

余談で、もう一つよろしいでしょうか。

私は、まちづくり参加のメールマガジンがすごく素晴らしいと思っています。い
つも受け取ると、こういうことに参加できるのだという案内が本当にすごいと思
っていたのです。

もう一つ、私は、男女共同参画の審議委員もしているのですが、そこでパブリッ

クコメントを募集するときに、本当に何か言いたいという強い意思がないと札幌市のホームページを開いてパブリックコメントまでたどり着かないので、実際に自分がかかわっている会議でもパブリックコメントを逃してしまうときがあるのです。ですから、このまちづくりの参加のメールマガジンにパブリックコメントの募集や、市がかかわっている事業で参加を呼びかけたいものを全部入れたらどうかという発言をしたのです。パブリックコメントも、もちろんまちづくり活動の参加の一つだと思うので、何とかここから情報の発信できるようにして下さるようお願いしたいと思いました。

○澤出部会長

あとはないですか。（「なし」と発言する者あり）

○澤出部会長

それでは、次に、議題2の札幌市まちづくり活動促進基金にかかる要領・要綱の改正内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

その前に、ここで、地域支援担当係長の高橋は、ほかの用務が入っておりますので、恐れ入りますが、途中で退席させていただきます。

○事務局（高橋地域支援担当係長）

引き続き、よろしくをお願いいたします。失礼します。

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

それでは、議題2ということで、資料3をご覧ください。

札幌市市民まちづくり活動促進基金、こちらがさぼーとほっと基金になりますけれども、これに係る要領・要綱の改正について、大きく3点ございます。

1点目につきましては、寄附の受理に係る事務取扱要領の改正についてですが、こちらは、前回、5月の本部会議のときにお諮りしたお話になります。内容としましては、団体指定の寄附があった場合、使われなかったお金は団体の残額になりますが、残額が長期間使われないうままになっているものがあるので、その取り扱いをどうしたらいいかという話になります。前回ご議論いただいて、方向性についてはご承諾いただいたので、それを踏まえて、今回このように改正したというご報告になりますので、内容をご説明させていただきます。

まず、（1）団体指定寄附・団体指定助成の流れについては、おさらいになりますけれども、寄附者から寄附申出書の提出があります。そのときに、寄附先の団体の指定があれば、寄附者の方には納付書をお送りして寄附金を納めてもらいつつ、指定先の団体に今回こういったご寄附がありましたということでお知らせを送付しております。その後、団体から助成金の交付申請を提出していただいて、審査部会の審査を経て事業を実施、報告という流れになるのですが、この右下の黒い太線で囲っているところを書いておりますとおり、団体指定寄附が余った場合や全部使い

切らなかつた場合、その団体の残額として基金に残ります。これまでは期限がなかつたので、使わない限り、永遠にずっとその団体の残額として残るという状況でございました。

そこで、(2)ですが、現行の要領では長期間使われていない取り扱いについての定めがない、また、事務局からそういった団体に残額がありますとお知らせしても、なかなか申請に至っていない場合が多いのが現状です。(3)ですが、団体に不利益が生じないように考慮しつつも、基金の効果的、有効的な活用の観点から、こういった長期間活用のない団体指定寄附については、取り扱いを整理する必要があるだろうということで、(4)の改正を行いました。以下のいずれかに該当する場合は、団体指定寄附を指定なしの寄附に振りかえる、団体の残額を自由に使えるような指定なしというものに振りかえるようにいたしました。

どういった場合がそれに該当するかということで、4点あります。まず、1点目は、団体の登録が抹消された場合です。それから、2点目は、その残額のある団体から指定なしの寄附に振りかえてもいいという申し出があった場合です。3点目は、団体指定寄附を受けた団体が団体指定助成の申請を最後に、寄附を受けた年度から3年度行わない、寄附を受けたのに3年たっても一回も申請をしない場合です。それから、最後に4点目は、残額のある登録団体が助成の申請を最後に行った年度から3年度行わない場合です。1回以上は助成金の申請をしたけれども、それから3年度申請がない場合がこれに当たります。

このイからエの際には、一応、対象となる団体に十分な意思確認を行った上で実施をすることとしますし、団体から団体指定寄附の活用年度について、具体的な定時がなされた場合、いつごろに幾らぐらいたまったら申請しようと思っておりますという話があった場合には実施しない、団体に不利益にならないような配慮をしております。

今回、この改正を行いまして、施行は平成30年4月1日からということで、来年度からこのルールが適用される形になります。

続きまして、この後の2点目と3点目の話については、前回の会議のときに、これは審査に関する内容でしたので、審査部会に一任させていただくことでよろしいでしょうかということで、皆様からご了承をいただいた件になります。その後、審査部会でご協議いただきまして、その結果を踏まえて改正を行いましたので、こちらにも改正内容のご報告をさせていただきたいと思えます。

まず、2番目の助成金の交付要綱の改正についてですけれども、結論を先に一言で言いますと、今は公募での助成金の累計の交付金額に上限がないのですけれども、これに制限を設けさせていただこうという話になります。

内容をご説明させていただきます。

まず、公募の流れについてのおさらいですけれども、毎年、前期と後期の2回公

募を実施しております。これが分野・テーマ指定助成と呼ばれるものですが、助成金の交付を受けたい団体は、まず団体登録をしていただきまして、その後、事業の申請をしていただいて審査して事業実施、実施報告という流れになるのですが、(2)の公募での制限についてというところに書かれておりますとおり、同一団体において、助成金を受けることができるのは、これまでの規定では、東日本大震災を除きまして、1年度につき1回まで、それから、連続して3年度までとしております。もし3年度連続して助成金の交付を受けた団体は、4年度に助成申請を行わなければ、1年空ければ、また、再度3年連続して助成を受けることが可能となっております。ですから、3年ごとに1年空けることで、これも永遠に助成を受け続けられるというのが今の制度になっております。

ページをおめくりいただいて、(3)ですが、実は年々、公募への助成申請事業数や助成額がどんどん増加傾向にあります。応募した分野やテーマによっては、申請した金額に対して満額で助成を受けられない、採択されても減額されてしまうような団体が増えているような状況にあります。また、一つの団体が一回限りではなくて複数回、何回も公募に申請しているような状況も見受けられています。

一方、これは前回の会議でご報告した内容になるのですがけれども、平成29年度4月に行った団体登録要綱の改正で、2年間助成金の交付申請を行わなかった場合には、原則、さぼ一とほっと基金の団体登録が抹消されますという制度をスタートさせています。このことから、今後、登録が抹消になってしまうような団体が出てくるので、そうならないように登録が継続できるように、公募申請を行う団体がさらに増加するだろうということが見込まれております。

参考ということで表を載せていますけれども、まず、参考1の表は、公募の事業数と助成額の推移です。直近3年間の数字を載せたものですがけれども、事業数、金額ともにふえてきているというのがこの表からわかるかと思えます。

参考2は、公募での不交付になってしまった、採択されなかった件数と、採択されたけれども、減額になってしまった件数を記載しています。こちらも、傾向としては増えてきていることがわかるかと思えます。

こういった現状を踏まえまして、公募を活用する団体の固定化を緩和して、より広く多くの団体が助成金を受けられるように、分野指定とテーマ指定助成の申請については、一定の制限を設けることが必要ではないかということで、次の(4)の改正を行いました。

分野指定助成及びテーマ指定助成において、同一団体に対する助成額を累計で200万円までとする、ですから、200万円の助成を受けたら、もう公募のほうには手を挙げられない、その後は団体指定助成を受けることができますので、今後は団体指定寄附を集めていただいて、そちらを活用していただくということです。

ただし、東日本大震災被災者支援基金につきましては、これまでどおり上限は設

けないこととしております。

また、適用される金額のカウントは、平成30年度からし始めることとさせていただきます。

助成金申請を行う場合は、200万円を超える申請を行うことができなくなることと、登録を抹消された団体が再度団体登録を行った場合の取り扱いですけれども、抹消された団体と再登録した団体の中身を見せていただいて、実質的に同一団体だろうと判断される場合には、ここの判断が難しいとは思いますが、それまでの累計額が再登録した団体にも引き継がれるような扱いしたいと考えております。

これが2番目の改正点の助成金の上限を200万円にするというお話でございました。

最後に、3点目がスタートアップ助成事業の助成金要綱の改正についてということで、こちら一言で申し上げると、スタートアップ助成という制度が非常にわかりづらいので、もう少しわかりやすくシンプルなものにしたいということで改正したのになります。

ご説明させていただきます。

まず、申請の流れに書いているとおり、スタートアップ助成というのは、活動を始めて間もない団体、具体的には活動歴1年未満の団体を対象にしまして、そういった団体の活動を支援することを目的として、毎年1回、募集をしています。

こちらほかの助成事業と同じように申請、審査、事業実施という流れになっていますけれども、問題は(2)に書かれているスタートアップでの助成申請額の算出手順というところです。申請できる申請額をどういうふうに算出するかということで、今この図を見ながらご説明をさせていただきますけれども、まず、手順1ということで、現金支出額と無償ボランティア換算を合計して、助成対象事業費というものを算出します。無償ボランティア換算というのが下の※印に書いているのですけれども、資料の作成や会場を設営したりといった無償の労務費を1時間当たり500円という金額で換算しまして、助成対象事業費に計上することができるという考え方になります。

この現金支出額と無償ボランティア換算、AとBを足したものが助成対象事業費となっていて、これを2分の1にしたものを助成基準額と呼んでいます。この助成基準額が5万円以上か、5万円未満かで分類をしまして、助成基準額が5万円以上だった場合には、5万円か、もしくは、現金支出額のいずれか低いほうが申請できる額となります。助成基準額が5万円未満だった場合には、助成基準額か現金支出額の低い額が申請できる額となります。

現状ではこういった考え方でやっているのですけれども、1回聞いただけだとわかりづらいような制度になっておりますので、ページをおめくりいただきまして、(3)をご覧ください。

要綱改正を行う理由についてですけれども、やはり団体からも算出手順が複雑でわかりづらいという声もありまして、スムーズな申請が行えない場面が見受けられています。また、先ほど申し上げた無償ボランティア換算を計上する場合には、報告書を出してもらうときに、実際にお金が支払われておりませんので領収書とかがなく、そのかわりにボランティア参加者の方のお名前や労務時間、どんな内容の労務をしたかを記載していただいで出していただくことになっております。そういった手間もありまして、今は団体の負担が重い状況にあります。

このスタートアップ助成というのが活動を始めて間もない団体の支援を目的にしておりますので、やはり中には書類の書き方や申請に不慣れな団体もあります。団体の負担軽減を図ると同時に、基金をより効果的に運用するために要綱を見直す必要があるだろうということで、(4)に書かれているような改正を行いました。

改正内容のアですけれども、1団体当たりの助成金の上限額を助成対象事業費の総額もしくは5万円のいずれか低いほうとします。言い方を変えますと、5万円を上限にして助成対象事業費の10分の10を補助しますという形に整理をさせていただきました。これに伴って、無償ボランティア換算という考え方は、今回削除させていただきました。無償ボランティア換算を削除しても、これまで2分の1助成だったのが今度は10分の10助成となりますので、今回の改正によって助成される金額が少なくなるというケースは発生しません。

ウということで、今回はこれにあわせてもう一点改正しています。団体指定と分野指定、テーマ指定助成の場合には、助成対象事業費として決定する前に支弁された経費、交付決定日より前に支出した経費、これは通常は対象外となる経費ですけれども、これを事前に書類を出していただいで、一定の手続をしていただくことで、この部分も必要なものは助成対象経費として認められているのですけれども、スタートアップについては、こういったものがなかったもので、ほかの助成金と同じように事前に手続をしてもらうことで、交付決定日より前の支出も助成対象経費として扱えるように今回改正を行いました。

改正後における助成申請額の算出手順の図を載せております。

非常にシンプルな形になってはいますが、まず、手順1ということで、助成対象事業費を算出していただいで、これが5万円以上か、5万円未満かで分類して、5万円を超えているときには5万円が申請額になります。5万円未満の場合には助成対象事業費が助成申請できる額になるというような形に今回整理をさせていただきました。

こちら、平成30年度からこのルールが適用される形になります。

私からの説明は以上でございます。

○澤出部会長

それでは、ただいま説明にあった内容について、ご質問やご意見などがありましたら

たらお聞かせください。

○相馬委員

すごくわかりやすく、いいと思います。

○澤出部会長

私も、シンプルでいいと思います。

副部会長はよろしいですか。

○小内副部会長

これは、ここでいいというのではなくて、決まったのですね。

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

はい。

○小内副部会長

いろいろと話し合われて決められたと思いますので、特にありません。

○澤出部会長

それでは、最後にその他として、事務局から何か連絡がありますか。

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

全体を通して何かこの場でご発言されたい委員がいらっしゃいましたら、お願いできればと思います。

何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（竹越市民活動促進担当係長）

それでは、予定されていた議題は全て終了いたしましたので、事務連絡をさせていただきます。

次回の事業検討部会は、2月か3月ごろの開催を予定しております。また、改めて日程調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議事の内容につきましては、本日もご説明申し上げましたこの第2期基本計画について、冒頭に室長からも話がありましたけれども、来年度が最後の年度となりますので、次期計画となる第3期の基本計画を策定していく必要があります。それに向けて、次回の検討部会では、この第2期計画の振り返りをさせていただいて全体を振り返ってご意見をいただきたいと思います。

また、あわせて、その時期には平成30年度の予算ももうわかっていますので、30年度の予算のご報告もさせていただきたいと思っております。

事務連絡は以上でございます。

○澤出部会長

これで、本日予定された議題は終了しましたが、そのほかに委員の皆様からなにかありますか。

（「なし」と発言する者あり）

4. 閉 会

○澤出部会長

それでは、本日の部会を終了します。

ありがとうございました。

以 上